【付録】B.インシデント対応フロー

以下の標準的なインシデント対応フローを参考に自組織における役割分担の想定、対応詳細方法について整理しましょう。

対応のポイント プロセス ◆保守作業等における異常検知 <検知、連絡受付時の記録事項例> ・外部ベンダーの定期保守等において、あらかじめ定めた異常検知の基準を · 検知日時/受付日時 · 発見者/通報者/連絡着 もとに異常がないかチェックする ・想定される事象の発生日時(分かる範囲で) ・異常を検知した場合は記録する ・当該事業の検知/発見日時、箇所 検知 ・インシデント発生箇所(サーバー、ネットワーク機器、システム名称等) ◆インシデントまたはその可能性がある通報の受付 ・発生した事象の分類(情報漏えい、マルウェア感染、システムへの侵入等) /連絡受付 ・通報内容を確認する ◇不審なメールを受信した場合は、不用意な操作は行わない(標的型メール攻撃の場合) ◆通報内容に関する発生事象の事実確認 ・マルウェア感染の疑いがある場合は、感染有無の確認や感染状況の把握等を行う ・不正アクセスの疑いがある場合は、Webサイト改ざん、情報漏えい、不正アクセスの痕跡があるかの確認等を外部ベンダー等に依頼する ・通報内容に関係する組織等と連携し、インシデントか否かの評価に必要な情報を確認する(被害の有無、影響範囲・内容、事象が継続しているか等) ◆インシデントか否かの検討・評価 【インシデントであると判断した場合】 ・組織内外への連絡、報告、情報共有を行う トリアー ・インシデントが複数発生している場合は、緊急度、重大度に基づき優先順位付けを行う ジ 【インシデントではないと判断した場合】 ・注意喚起が必要と考えられる場合は、組織内外の関係者に情報を共有する ◇なりすまされた不審なメールを受信した場合は、なりすまされた本人へヒアリングを行う(標的型メール攻撃の場合) ◇ウィルス対策ソフトでスキャンする(標的型メール攻撃の場合) ◇メールサーバログの確認をベンダー等へ依頼する(標的型メール攻撃の場合) ◆詳細状況の確認 ・対応策を検討するために、外部ベンダー等に調査を依頼し、状況を把握する ・状況把握の結果に基づき、外部ベンダー等と連携して対応方針を検討する ◆証拠(ログ等)の取得・保全 ・時間が経つと消えてしまう情報から順に、外部ベンダー等に証拠保全を依頼する ◆応急処置の実施 インシデ ・通報者に感染端末の隔離を依頼する /ネットワークのフィルタリングや遮断を行う /インシデントが発生した原因を解消する ントレス ◆復旧対応 ポンス ・システムやサービスの復旧を外部ベンダー等に依頼する /復旧した対象が正常に機能していることを確認する ◇被害を免れたバックアップの保護(ランサムウェアの場合) ◇暗号化されたファイルのバックアップからの復元(ランサムウェアの場合) ◇復号ツール有無の確認(ランサムウェアの場合) ◆組織内責任者への報告 ・必要に応じて、経営層に報告・情報共有する ◆関係組織への連絡 ・インシデント内容、対象システム、業務への影響、報道有無及び報道内容等を連絡する ◆外部機関への通報・相談 ・個人情報漏えい等の被害が発生した場合は、個人情報の本人、取引先等への通知、所管官庁・個人情報保護委員会等への届出、 Webページ等での公表を検討する 報告 ・サイバー攻撃と判断した場合は、情報処理推進機構(IPA)、JPCERT/CC等に相談する /情報公開 ・警察に届出(発見者に確認した事項の報告や証拠書類の提出等)を行う ◆広報発表等の対外対応 ・広報部門に、対外発表に必要な情報を提供する ◇身代金の支払いや攻撃者との交渉は実施しない(ランサムウェアの場合)

各対応は順序性があるわけではありません。特にトリアージ以降の対応は、プロセス内で状況に応じた対応の優先順位付けが必要です。

【出典】JPCERT/CC:「インシデントハンドリングマニュアル」https://www.jpcert.or.jp/csirt_material/operation_phase.html